

選告示第54号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成18年8月28日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

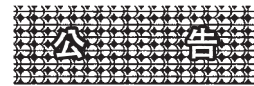
35,434	35,685
361,945	364,037
11,927	11,998
17,109	17,234
21,069	21,139
12,617	12,703
25,418	25,603
18,924	19,013
10,347	10,405
15,141	15,219
27,360	27,579
9,858	9,917
11,213	11,250
6,954	6,976
15,001	15,052
96,736	97,574
54,633	55,272
32,762	32,971
14,934	15,019
28,120	28,301
14,177	14,296
19,773	19,872
11,955	12,015
16,482	16,623
9,111	9,192
11,406	11,461
8,101	8,147
9,017	9,043
14,920	15,031
17,035	17,194
10,582	10,622
17,885	18,027

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会



公告

抽せんの結果、長野県公債を次のとおり償還します。

平成18年8月28日

長野県知事 田中康夫

1 銘柄、償還額、償還公債番号及び償還期日

銘柄	償還額	償還公債番号		償還期日
		100万円券		
平成8年度 第2回公債	千円 999,000	7993 ~ 15319 ~ 31303 ~	8325 15651 31635	平成18年 9月25日
平成9年度 第2回公債	945,000	6301 ~ 9451 ~ 10081 ~	6615 9765 10395	同上
平成10年度 第2回公債	690,000	6211 ~ 14261 ~ 20931 ~	6440 14490 21160	同上
平成11年度 第2回公債	300,000	401 ~ 3001 ~ 8401 ~	500 3100 8500	同上
平成8年度 第4回公債	1,239,000	11978 ~ 14456 ~ 26433 ~	12390 14868 26845	平成18年 10月25日
平成9年度 第3回公債	615,000	8816 ~ 10456 ~ 11071 ~	9020 10660 11275	同上
平成10年度 第3回公債	510,000	1701 ~ 3061 ~ 4761 ~	1870 3230 4930	同上
平成8年度 第5回公債	296,000	2813 ~ 9621 ~	2960 9768	平成18年 11月24日
平成9年度 第5回公債	109,000	873 ~	981	同上
平成10年度 第5回公債	377,000	8672 ~	9048	同上

2 支払場所 現物債は券面記載の支払場所
登録債は指定支払場所

財政改革チーム

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年8月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人草原の風
- 3 代表者の氏名

中 田 忠 夫

4 主たる事務所の所在地

長野県飯田市錦町1丁目10番地

5 定款に記載された目的

この法人は、砂漠化の進む中国内モンゴル自治区に緑の草原を取り戻す為の植林事業、友好的交流をすることを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 8月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年 8月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州未来広場

3 代表者の氏名

北 村 昭 寿

4 主たる事務所の所在地

長野県東御市滋野乙2947番地 3

5 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者までの世代に対して、伝承遊びの継承に関する事業と青少年健全育成に関する事業を行い、子どもの健全育成及び親子三世代が共存できるまちづくりに寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

諏訪郡原村における県営深山地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成18年 8月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営深山地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年 8月29日から 9月26日まで

3 縦覧の場所

諏訪郡原村役場

水と土・郷づくりチーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年 8月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あづみ野豊科ショッピングセンター

安曇野市豊科2637-4 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

生活協同組合コープながの

長野市篠ノ井御幣川668

株式会社とをしや薬局

安曇野市穂高6061

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所

生活協同組合コープながの

長野市篠ノ井御幣川668

株式会社とをしや薬局

安曇野市穂高6061 ほか

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年 4月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,783平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 駐車場の収容台数 | 270台 |
| (2) 駐輪場の収容台数 | 44台 |
| (3) 荷さばき施設の面積 | 506平方メートル |
| (4) 廃棄物等の保管施設の容量 | 49立方メートル |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
生活協同組合コープながの	午前9時	午後11時
株式会社とをしや薬局	午前9時	午後8時
未定	午前9時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばきを行うことができる時間帯
1	午前6時～午後9時
2	
3	午前6時～午後6時
4	
5	
6	
7	
8	

- 8 届出年月日
平成18年8月11日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は松本地方事務所産業労働チーム
- 10 縦覧の期間
平成18年8月28日から平成18年12月28日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成18年8月28日

長野県知事 田中康夫

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
奈良井川漁業協同組合	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原71-599	内共第4号
木曾川漁業協同組合	木曾郡木曾町福島4935-1	内共第14号

2 変更の内容

- (1) 奈良井川漁業協同組合遊漁規則
 - ア 禁止区域に係る規定中、木曾郡榎川村大字奈良井を塩尻市大字奈良井に改める。
 - イ 遊漁承認証(1日券)の様式を改める。
- (2) 木曾川漁業協同組合遊漁規則
 - ア 禁止区域に係る規定中、木曾郡山口村を岐阜県中津川市山口に改める。
 - イ 遊漁料の額及び納付の方法の規定中、木曾郡木曾福島町を

木曾郡木曾町福島に改める。

- 3 変更後の遊漁規則の施行日
平成18年8月21日

農業生産振興チーム

公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第28条第1項の規定により、東後町・権堂町A地区市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年8月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 氏名 清水治男
- 2 住所 (変更前) 長野市大字鶴賀権堂町2395グラウンドハイッ表参道東館302
(変更後) 長野市大字長野東後町21番地201号室

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年8月28日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 (1) 許可番号 平成18年6月13日
長野県佐久地方事務所指令18佐地政第18-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字発地字鳥巢1360-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北佐久郡軽井沢町軽井沢東246
株式会社タカラクリエイト 代表取締役 上村 康浩
- 2 (1) 許可番号 平成18年5月23日
長野県佐久地方事務所指令18佐地政第18-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字追分子小田井道下46-11、47-4
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都品川区東五反田5-28-11
株式会社ブーケの森 代表取締役 山野井 幸子

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年8月28日

長野県上小地方事務所長 田中利明

- 1 許可番号 平成18年7月18日
長野県上小地方事務所指令18上小地政第7-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市築地字祭之神640-1、640-3、641-イ1、641-2、
642-1、682-9、682-10、682-11、682-12、692-1、692-
8、693-2、693-5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野7-14-4

大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉正宏

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により
許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年8月28日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

1 許可番号 平成18年4月20日

長野県諏訪地方事務所指令18諏地政第18-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

諏訪市高島3丁目1201-18、1201-20、1201-225、1201-226、
1427-27

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市西区庚午北1-17-23

株式会社マリモ 代表取締役 深川 武夫

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により
許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年8月28日

長野県上伊那地方事務所長 竹松 政博

1 (1) 許可番号 平成18年5月1日

長野県上伊那地方事務所指令17上伊地建第32-20号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市東春近木裏ヶ原10550-2、10550-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市西春近5074

伊那食品工業株式会社 代表取締役社長 井上 修

2 (1) 許可番号 平成18年6月20日

長野県上伊那地方事務所指令18上伊地政第10-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡辰野町大字樋口454-1、454-2、455-1、458-
1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

辰野町中央1 辰野町長 矢ヶ崎 克彦

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により
許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年8月28日

長野県長野地方事務所長 堀内 清司

1 (1) 許可番号 平成18年3月6日

長野県長野地方事務所指令17長地建第12-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

埴科郡坂城町大字上平字小網2272-1、2318-1、2324-2、
2325-2、2326-3、2330-1、2331-2、2333、2335-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埴科郡坂城町大字南条7112

長野メディカルフーズ株式会社

代表取締役 新田 浩爾

2 (1) 許可番号 平成18年5月2日

長野県指令17建第4-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字八町字花田1675-2、1676-3、1801-2、1801-
5、1801-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字八町1671 真光寺住職 業田 凌千

建築まちづくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月28日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

城之内 高志

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

千曲川流域下水道（下流処理区）汚泥収集運搬及び処分業務
委託（長野市赤沼1-(2)）250トン（予定数量）

(2) 役務の特質

下水汚泥焼却灰（加湿灰）の収集運搬及びセメント資源化に
よる処分

(3) 履行期間

平成18年10月1日から平成19年3月31日まで

(4) 処分汚泥発生場所

長野市大字赤沼字申高2455

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定
に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の
5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、
入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である
かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額
を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい
う。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第
2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札
に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定により、長野市長及び積卸しをする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の収集及び運搬の業(燃え殻)の許可を受けた者であること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業(焼成)の許可を受けた者であること。
- (6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
- (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間
平成18年8月28日から平成18年9月11日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務チーム
電話 026(224)3652
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札説明会
実施しません。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年9月15日 午前10時
イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所 3階301号会議室
- (4) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 平成18年9月14日 午後5時(必着)
イ 提出場所 郵便番号 380-0917
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所
総務チーム
- (5) 入札保証金
政令第167条の第7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、2の(4)及び(5)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札

説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

- (8) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (9) 契約書作成の要否
必要とします。
- (10) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水対策チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月28日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長
城之内 高志

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
千曲川流域下水道(上流処理区)汚泥収集運搬及び処分業務委託(長野市真島1-(2)) 210トン(予定数量)
- (2) 役務の特質
下水汚泥焼却灰(乾灰)の収集運搬及びセメント資源化による処分
- (3) 履行期間
平成18年10月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 処分汚泥発生場所
長野市真島町川合1060-1
千曲川流域下水道上流処理区終末処理場
- (5) 入札方法
1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

第14条第1項の規定により、長野市長及び積卸しをする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の収集及び運搬の業(燃え殻)の許可を受けた者であること。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業(焼成)の許可を受けた者であること。

(6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成18年8月28日から平成18年9月11日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務チーム

電話 026(224)3652

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年9月15日 午前10時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所 3階301号会議室

(4) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成18年9月14日 午後5時(必着)

イ 提出場所 郵便番号 380-0917

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所

総務チーム

(5) 入札保証金

政令第167条の第7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(4)及び(5)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水対策チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月28日

長野県工業技術総合センター所長 島田 享久

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期限

別表のとおり

(4) 納入場所

別表のとおり

(5) 入札方法

別表の調達する物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以

下「規則」という。) 第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達する物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに入札説明書及び仕様書に関する問い合わせ先

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項等を示す場所

長野市若里1-18-1

長野県工業技術総合センター サポートチーム

電話番号 026(268)0602

- (2) 入札説明書及び仕様書に関する問い合わせ先

別表のとおり

4 入札手続等

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札説明会

実施しません。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

別表のとおり

- (4) 郵送による入札書の受領

行いません。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要です。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

調達する物品等及び数量	納入期限	納入場所並びに入札説明書及び仕様書に関する問い合わせ先	入札及び開札の日時及び場所
熱定数測定装置 一式	平成18年12月25日	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター 材料技術部門 製品科学チーム 電話 026(268)0602	平成18年9月13日(水)午後1時30分 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター 1階小会議室
構造連成解析装置 一式	平成18年11月30日	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター 材料技術部門 設計技術支援チーム 電話 026(268)0602	平成18年9月13日(水)午後3時 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター 1階小会議室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年 8月28日

長野県企業局北信発電管理事務所長

大川 正 俊

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

ダム警報車 1台

(2) 物品等の特質

仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成18年10月23日

(4) 納入場所

菅平ダム発電管理所(上田市菅平高原1278)

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局北信発電管理事務所

電話 026(283)7041

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年9月12日 午前10時

イ 場所 長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局川中島庁舎 2F会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年9月11日 午後5時

イ 場所 長野市川中島町四ツ屋100(郵便番号 381-2231)

長野県企業局北信発電管理事務所

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書のとおりです。

事業チーム

正 誤

ページ	行(箇所)	誤	正
14	右側下から7	午後9時30分	午前9時30分
15	右側下から27	午後9時30分	午前9時30分

道路チーム